

令和 7 年 10 月 教 育 委 員 会 定 例 会

令和 7 年 10 月 23 日 (木)
午前 10 時 00 分
教育委員会会議室

【議事日程】

日 程 第 1 議事録署名委員の指名について

日 程 第 2 教育長の報告

日 程 第 3 ・教委議案第 27 号
大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部
を改正する条例に係る意見聴取について

日 程 第 4 ・教委報告第 7 号
府費負担教職員の人事に関する内申に係る臨時代理の報告につ
いて

日 程 第 5 ・教委議案第 28 号
令和 7 年度大東市一般会計補正予算（第 3 次）【教育関係】に
係る意見聴取について

日 程 第 6 ・教委議案第 29 号
大東市学級支援講師の報酬の額を定める規則について

日 程 第 7 ・一般業務報告

日程第7 一般業務報告について

内 容

1. 令和7年度大東市一般会計補正予算（第2次）について

教育総務部
北本部長

2. 令和7年9月大東市議会定例会議会における一般質問の要旨について

教育総務部
北本部長

3. P T Aの入退会、会計等に関するガイドライン（案）について

家庭・地域教育課
山元課長

4. 令和8年度小学生すくすくウォッチの参加及び結果の公表について

教育研究所
箕所長

令和7年 9月

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	月	本会議、予算決算委員会(前期全体会)	
2	火		
3	水	感謝状贈呈式	
4	木	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
5	金		
6	土		
7	日		
8	月	学校訪問(四条小)	
9	火		
10	水	表彰審査会	
11	木		
12	金	教育委員会定例会、大東市中学校教育研究会全体公開研修(住道中)	
13	土		
14	日		
15	月	敬老の日	
16	火		
17	水		
18	木	教頭・主任会	
19	金	「秋の交通安全運動」街頭キャンペーン、予算決算委員会(後期全体会)	
20	土		
21	日		
22	月	本会議(夜間議会)	
23	火	DAITOフューチャープレゼンコンテスト 秋分の日	
24	水	本会議	
25	木	本会議、予算決算委員会(前期全体会)[決算審査]	
26	金		
27	土		
28	日		
29	月		
30	火	全体会議	
<<備考>> 変更となる場合があります。			

令和7年 10月

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	水	予算決算委員会(未来づくり分科会)〔決算審査〕	
2	木	予算決算委員会(未来づくり分科会)〔決算審査〕	
3	金	大阪府都市教育長協議会	
4	土		
5	日		
6	月		
7	火		
8	水		
9	木	校園長会	
10	金	総合計画・総合戦略推進本部会議、庁舎整備に関する推進本部会議	
11	土	運動会(四条小、深野小)	
12	日		
13	月	スポーツの日	
14	火		
15	水	教頭・主任会	
16	木		
17	金	幹部会議	
18	土	運動会(三箇小)	
19	日		
20	月		
21	火		
22	水		
23	木	教育委員会定例会	
24	金		
25	土	運動会(泉小)	
26	日	大東市スポーツ少年団フェスティバル	
27	月		
28	火	「図書館を使った調べる学習コンクール」2次審査	
29	水	租税教室表敬訪問、大阪府公立小学校算数教育研究会北河内大会、近畿市町村教育委員会研修大会(オンライン)	
30	木	近畿都市教育長協議会研究協議会(滋賀県大津市)	
31	金	中学校体育大会	
≪備考≫ 変更となる場合があります。			

令和7年10月23日

教育長報告 資料

令和7年 11月

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	土	運動会(諸福幼・北条小)	
2	日		
3	月	文化の日表彰式典、大東市こども会フェスティバル「広報作品」表彰式典	
4	火		
5	水		
6	木	予算決算委員会(後期全体会)〔決算審査〕	
7	金	人権の花運動(灰塚小)	
8	土	北条ふれ愛フェスティバル	
9	日		
10	月		
11	火		
12	水	校園長会	
13	木		
14	金	弁論大会	
15	土		
16	日		
17	月	幹部会議	
18	火	教頭・主任会	
19	水		
20	木		
21	金		
22	土		
23	日	勤労感謝の日	
24	月	振替休日	
25	火		
26	水	本会議、予算決算委員会(前期全体会)	
27	木		
28	金	人権週間街頭啓発	
29	土		
30	日		
≪備考≫ 変更となる場合があります。			

教委議案第 29 号

大東市学級支援講師の報酬の額を定める規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、大東市学級支援講師の報酬の額を定める規則について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 10 月 23 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

大東市教育委員会が任用する学級支援講師の報酬の額について、大阪府教育委員会が任用する非常勤講師の報酬の額と同額とする運用に対し、本市の条例及び規則に基づく根拠を持たせるため。

大東市学級支援講師の報酬の額を定める規則（案）

令和 7 年 月 日

教委規則第 号

大東市教育委員会が任用する学級支援講師の報酬の額は、大阪府公立学校一般職非常勤職員就業等規則（平成 28 年大阪府教育委員会規則第 20 号）第 2 条第 1 号に掲げる非常勤講師に支給される報酬の額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

《関係例規（抜粋）》

大阪府公立学校一般職非常勤職員就業等規則（平成28年大阪府教育委員会規則第20号）

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非常勤講師 一般職非常勤職員のうち、公立学校の講師をいう。
- (2)～(3) (略)

非常勤講師の報酬支給要領（令和2年3月31日付け教職企第2731号）

（報酬）

第2条 非常勤講師の報酬の額は、授業1時間（付随する準備や評価の時間として授業の開始時刻の前5分、終了時刻の後5分を含む。ただし、授業1時間が50分に満たない場合は、授業に連続する準備や評価の時間と合算して60分。）につき3,010円とする。

ただし、授業1時間（授業の開始時刻の前5分、終了時刻の後5分を含まない。）が50分を超える場合は、3,010円を50で除した額に当該授業時間（5分を単位として端数は切り捨てた時間）を乗じて得られる額（その額に5円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数を生じたときはこれを10円に切り上げた額）とする。

大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第24条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、市長が別に定める。

2 前項の場合において、当該会計年度任用職員の給料及び報酬については、月額、日額又は時間額の給料又は報酬が定められている区分に応じ、常時勤務することを要する職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、定めるものとする。ただし、当該会計年度任用職員のうち、日額又は時間額により報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲において報酬を定めるものとする。

- (1) 日額による報酬 70,000円
- (2) 時間額による報酬 10,000円

（委任）

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

大東市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年規則第18号）

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第23条 条例第24条第1項に規定する職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員であって、市長以外の任命権者が任用する会計年度任用職員の給与については、あらかじめ市長と協議の上、当該任命権者が別に定める。

令和7年度大東市一般会計補正予算(第2次)について

歳入

【学校管理課所管】

○学校施設整備基金繰入金 88,900千円

学校施設の整備に要する経費に充てるための取り崩し

～施設修繕料及び工事請負費の一般財源の全額～

《小学校》 40,600千円 《中学校》 5,000千円

歳出

【学校管理課所管】

○小学校維持管理・保健経費 83,900千円

施設修繕料の執行見込みに基づく増額 12,000千円

諸福小学校長寿命化改良工事（増額分） 71,900千円

※躯体欠損部復旧に要する不足見込額及び請負業者からのインフレスライド条項に
基づく請求による増額

○中学校維持管理・保健経費 5,000千円

施設修繕料の執行見込みに基づく増額

【教育企画室所管】

○義務教育学校設置事業 100千円

（仮称）大東市立ほうじょう学園の実施設計・工事業者の選定に
向けた総合評価審査委員会（委員報酬 62千円、旅費 8千円）

（仮称）大東市立ほうじょう学園の設置に関する検討委員会
（委員報酬 30千円）

【ICT教育戦略課所管】

○ICT活用教育推進事業 10,396千円

A I 型デジタルドリル使用料の増額

（小学校分／令和7年10月～令和8年3月分）

債務負担行為

【学校管理課所管】

○小学校維持管理・保健経費(期間:令和7~10年度) 限度額 183,348千円

○中学校維持管理・保健経費(期間:令和7~10年度) 限度額 135,432千円

大東市立小・中学校の警備業務(常駐・機械)に係る委託料

【教育企画室所管】

○義務教育学校設置事業(期間:令和7~11年度) 限度額 8,491,860千円

設計・建設工事支援業務委託料 121,784千円

設計・建設工事監修業務委託料 30,620千円

(仮称)大東市立ほうじょう学園施設整備事業費 8,339,456千円

《内訳》

工事内容		工事費	設計費	消費税	総計(円)
A. 校舎工事 (長寿命化含む)		6,836,761,900	278,732,100	711,549,400	7,827,043,400
グラウンド	B. 校庭整備	186,155,700	7,694,000	19,384,970	213,234,670
	C. 校庭貯留	21,375,100	19,817,000	4,119,210	45,311,310
D. 市道拡張		64,840,300	16,325,000	8,116,530	89,281,830
E. 公園整備		132,644,000	16,977,000	14,962,100	164,583,100
総額【税込】		7,241,777,000	339,545,100	758,132,210	8,339,454,300

※債務負担において各年度
案分後に千円未満を切上げる
ため、総額は上記債務負
担額と差が生じる

学校整備費 8,040,279千円

1. 一般質問概要

一般業務報告：令和7年10月23日 教育委員会定例会 令和7年 大東市議会 定例月議会（9月）一般質問要旨（教育委員会関係）

《安田 恵子 議員》

○中学校給食の充実について【教育総務部】

（給食ギャップの解消、平等性確保、食育との連動、アンケート設問 等）

《品川 大介 議員》

○A I ドリルの執行について【学校教育政策部】

（今年度どのような執行をしたか）

《澤田 貞良 議員》

○義務教育学校の施設一体型と施設分離型について【教育総務部】

（義務教育学校の定義、メリット・デメリット、他市との比較、柱とする取組み 等）

《あらさき 美枝 議員》

○グリホサートの規制を【教育総務部】

（利用の危険性、情報提供、代替手段 等）

《杉本 みゆき 議員》

○子どもたちへの癌教育について【学校教育政策部】

（小学校の現状、中学校の現状、外部講師の活用）

○放課後児童クラブ長期休暇中の利用について【教育総務部】

（今年度から開始の昼食の手配）

《酒井 一樹 議員》

○現在の小中学校体育館エアコンの設置状況について【教育総務部】

《みずおち 康一郎 議員》

○集団登校の廃止について【学校教育政策部】【教育総務部】

（意義、校長権限と根拠法、市教委の役割、地域との関わり、復活 等）

裏面へ続く

1. 一般質問概要

《中村 晴樹 議員》

- 別居親行事参加のフローチャートについて【学校教育政策部】
(保護者の定義・ガイドライン策定、私立学校園の周知啓発 等)
- 部活動の地域移行について【学校教育政策部】
(文科系部活の現状、地域移行コーディネーター活用、芸術鑑賞プレゼン)
- 任意団体の加入について【教育総務部】
(ガイドライン作成についてPTAの反応、口座名義と管理状況 等)

《光城 敏雄 議員》

- 小・中学校のいじめについて【学校教育政策部】
(件数、加害児童生徒の登校が制限されないこと、寝屋川市の取組み)

《児玉 亮 議員》

- 不登校支援について【学校教育政策部】
(推移と原因、起立性調節障害、学びへのアクセス100%プラン)
- 子どもの自己肯定感、自己効力感の向上について【学校教育政策部】
(本市の取組み、早生まれの子に対する配慮)
- スクールロイヤーについて【学校教育政策部】
- 大阪府立野崎高等学校の現状と今後について【学校教育政策部】

《木田 伸幸 議員》

- 学校施設長寿命化について【教育総務部】
(各小学校の耐震化補助金採択、体育館空調工事補助金採択 今後の影響)

《あずま 健太郎 議員》

- 北条小・中学校の小中一貫教育(仮称)ほうじょう学園構想【教育総務部】
(実施設計と補正予算、下半期スケジュール、学校名称 北条小体育館 等)

2. 一般質問答弁概要

一般業務報告：令和7年10月23日 教育委員会定例会
令和7年 大東市議会 定例月議会（9月）一般質問要旨（教育委員会関係）

5 1番 安田 恵子 議員

質問内容

1 中学校給食の充実について

- 10 ① 小中の”給食ギャップ”の解消
- ② 小中一貫校と他の中学校の平等性確保（近隣他市からの買い取り検討を含む）
- ③ 食育との連動について
- ④ アンケート設問追加（前回要望①）の進捗
- 15 ⑤ 食缶提供日の増回（前回要望②）の進捗
- ⑥ 次の一歩（他市の先進事例を踏まえてどのように改善）

答弁内容【教育総務部】

- 20 ① 教育委員会といたしましては、小中学校の給食方式の違いが、生徒・児童にとって違和感を抱くことにつながらないように、創意工夫に努めているところです。

小中一貫教育の取組の一環として、小学生が進学予定の中学校において給食を体験する「給食体験会」を実施し、中学校給食の雰囲気やメニューに触れる機会を設けるなどにより、児童が中学校に進学した際にも自然に受け入れやすくなるよう工夫していることがその一例でございます。

また、中学校給食の献立作成では、小学校給食の特色を意識した味付けや量を調整したり、小中ともに大東市産のお米を食べる地産地消に取り組むなど、小中を通じた食育の取組を推進し、「小中で食の連続性を感じられる」ように努めているところでございます。

30

- ② 義務教育学校「（仮称）ほうじょう学園」においては、小中一貫校の特性を踏まえ、自校調理方式により中学校給食を提供する予定でございます。

他の中学校と提供方式に違いが生じることにつきましては、今後の中学校給食の提供方法を、さまざまな角度から検討を行っていきたいと考えております。

- 35 例えば、現行方式のさらなる向上を積み重ねることはもとより、近隣他市との連携による共同調理・委託の可能性についても、研究対象に据えることが必要で

2. 一般質問答弁概要

あると考えているところでございます。

とりわけ、隣接する四條畷市の給食センターの共用につきましては、地理的な近さや効率性の観点から一定の有効性が見込まれます。

5 一方で、何よりも受託先の状況に左右されることのほか、設備改修等の費用負担や、日々の安定的な配送体制の確保などの課題が伴います。

そのため、実現可能性を丁寧に検討していくための情報交換や協議を継続していくことが大切であると考えているところでございます

10 ③ 本市では、学校給食は教育の一環と捉え、給食を通じた食育の推進は大変重要な取組と認識しております。

中学校におきましては、栄養教諭が各校を巡回し、給食の残菜などの課題や、季節や年間行事に合わせた献立と関連づけて学ぶ食育を行っております。

15 また、生徒が考案したレシピを給食献立に採り入れる取組を継続するなど、今後とも給食と教育活動を有機的に結びつけ、生徒の声も踏まえながら、子どもたちが健やかに成長できるよう、食育の充実を図ってまいります。

④ 本市では、議員からのご要望を受けまして、中学校給食について「給食が好きか嫌いか」という観点も含めた実態把握を行うため、本年2月にアンケートを実施いたしました。

20 その結果、「美味しい」と評価した生徒が85%あった一方で、「美味しくない」との回答が12%ございました。

また、自由記述では、「時間内に食べきれない」、「量が多いので残す日もある」、「好き嫌いがあるので残す日もある」といった声も寄せられました。

25 今回のアンケートでは、生徒の率直な声を把握できたことが大きな成果であり、これらの結果を真摯に受け止め、中学校給食が「より美味しく、食べやすい」ものとなるよう、さらなる向上をめざしてまいります。

30 ⑤ 月4回程度まで増やすことを計画しておりましたが、配膳に多くの時間を要してしまう等の課題があり、その解決に至っていない状況等から、現時点におきましても、未だ月2回の対応となっております。

昨年の9月定例会で、食缶方式を月4回に増やすことを答弁申し上げましたが、現段階において、実施できていないことを申し訳なく思っております。

議員からのご提案は、大変重要なご意見と受け止めておりますので、継続的課題として捉えてまいります。

35

⑥ 本市の学校給食につきましては、二つの提供方式がございますが、いずれの

2. 一般質問答弁概要

方式においても、一定のレベルで調理の質や味は確保されており、児童生徒にとって遜色なく安心して食べられるものと認識しております。

しかしながら、昨今の物価高騰の影響や、限られた数の民間調理事業者に委託しているという状況を踏まえますと、将来的な事業継続性や安定供給に課題があることも否めません。

「次の一步」といたしましては、こうした課題を解消するため、できる限り事業運営をコントロールできる体制を視野に入れ、研究を深めていくことが重要であると考えております。

自前で行う場合は、建設コストや新たな設備コストなど、財政的負担が大きな課題となってまいります。児童・生徒にとって「安全・安心で美味しい給食」を提供できる環境を確保することを念頭に置きながら、将来に向けた体制整備について研究・検討を深めてまいります。

2番 品川 大介 議員

質問内容

3 教育と財政について

① A Iドリルの執行について

イ 今年度執行にあたりどのような執行をしたのか

答弁内容【学校教育政策部】

A I型デジタルドリル活用にかかる今年度の予算執行状況につきましては、財政課が想定しておりました予算執行どおり、当初予算額で配当していただきました中学校におきまして、1年間利用できる状況を確認しております。

そのうえで、当初予算で減額となっておりました小学校での活用につきましては、査定において示されておりました「対象学年や時期を絞り込むこと」や、「活用状況の検証を行うこと」をふまえて、小学校では、対象を第2学年から第6学年に絞り、一時的・限定的な利用を行う中で、1学期間の活用の効果検証・数値推移について検証を行ったところでございます。

今回、その検証結果において、小学校におきましてA I型デジタルドリルの活用が大きく広がっており、これからも個別最適な学習、ひいては学力向上に向けて必須のツールであると判断したことから、改めて、使用料の補正予算を計上させて頂いたものでございます。

3番 澤田 貞良 議員

5 質問内容

1 義務教育学校の施設一体型と施設分離型について

① 義務教育学校の定義について

ア 施設分離型と施設一体型の違いとメリット・デメリット

イ 他市（鹿野学園・八尾市・東大阪市）との比較

10 ウ 補助金制度の違いと財政的影響

エ ほうじょう学園の基本構想にて施設一体型を選んだ経緯

答弁内容【教育総務部】

15 ①ア・イ 平成28年度に「義務教育学校」の制度がスタートしたところですが、その際、文部科学省からは、「一体型」、「隣接型」、「分離型」が施設形態の分類として示されました。

それぞれ文字通り、校舎が一体的に設置されているものが「一体型」、校舎が隣接するものが「隣接型」、異なる敷地に別々に設置されているものが「分離型」として整理されております。

20 いずれの場合も、「義務教育学校」を設置する場合は、「教職員が9年間を通じて実現したい教育目標を共有し、一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施することができる施設環境を確保すること。」、また、「行政だけではなく、小中一貫教育の当事者となる学校、家庭、地域等の関係者と合意形成を図りながら、学校施設の計画・設計の検討を進めていくプロセスを構築すること。」が強調されています。

（仮称）ほうじょう学園は、「一体型」の「義務教育学校」として、設計をすすめているところですが、とくに、物理的な課題を解消し、系統性・連続性を意識した小中一貫教育の環境に寄与できることが、大きなメリットであると考えております。

30 一方で、「分離型」は、既存校の施設を活用する等の事例が見られます。

ご案内頂きました、鳥取市立鹿野学園、東大阪市立池島学園・くすは縄手南校は、この施設形態に該当いたします。

これは、新たな「義務教育学校」を設置するにあたり、施設整備にかかるコストを抑えることが出来ることに優位性があるものと認識しております。

35 「一体型」・「分離型」の両者の利点・課題は、それぞれ相反する性質を持ち合わせる傾向にありますが、いずれの場合も、施設形態の設定におきましては、立

2. 一般質問答弁概要

地条件や学校施設の実態等を踏まえ、9年間一貫した教育活動を含む学校運営の実施に適した施設環境を確保できる形態とすることが重要であると考えております。

- 5 ①ウ 学校設置にかかる補助金につきましては、「公立学校施設整備費負担金」と「学校施設環境改善交付金」の二種類がございます。

前者は新增築する校舎に対する負担金であり、後者は長寿命化改良工事や空調設置等に対する交付金と分類され、(仮称)ほうじょう学園につきましては、既存の北条中学校校舎の長寿命化改良工事を行いますとともに、校舎を増築いた

10 たしますことから、双方の補助金を活用する予定としております。

学校設置につきましては多額の予算を要することから、こうした補助金を確実に採択いただきますよう国や大阪府と緊密な調整を図ってまいります。

なお、義務教育学校と小学校・中学校との整備にあたり、補助金の制度に違いはございません。

15

①エ 安全・安心を一番としつつ、施設が一体であることによる移動面でのメリット、小・中学校教職員の情報共有のしやすさ、小・中学校を一体的にマネジメントできる組織体制などを活かし、効果的に行うため、「施設一体型」として開校する計画を構築し、準備をすすめているところでございます。

20 なお、平成30年度に国立教育政策研究所が行った調査では、すでに「義務教育学校」や「併設型小学校・中学校」として開校した学校の施設面での総合的な満足度調査では、「施設一体型」の学校は、8割近くが、満足している旨、回答しております。

25

質問内容

1 義務教育学校の施設一体型と施設分離型について【再質問・市長答弁】

② 施設一体型と分離型の比較検証や結果を受けて、義務教育学校を今後押し進めるのか

30

答弁内容【教育総務部】

② 義務教育9年間を見通す教育課程が重要であるとの認識の下、一人の校長、一つの教職員組織が系統性・連続性を踏まえて児童生徒を育む義務教育学校の設置は、本市が進める小中一貫教育の延長線上にある効果的な取り組みであると

35

同時に、限られた財源を有効に活用するためには、教育環境の向上に加えてコ

2. 一般質問答弁概要

ストの最適化を図ることも重要であると認識しております。

義務教育学校といった学校種や施設一体型・施設分離型といった施設形態につきまして様々な選択肢があるなかで、この度の（仮称）ほうじょう学園につきましては、義務教育学校の利点が最大限生かすことができます施設一体型とい

たしました。
今後、小中一貫教育の実施を通して蓄積される様々な知見を、既存の小学校・中学校にも積極的に普及させるとともに、財政状況も踏まえ、教育委員会とともに、本市の学校教育の在り方を検討してまいりたく存じます。

質問内容

1 義務教育学校の施設一体型と施設分離型について【再質問・教育長答弁】

③ 今後、大東市の教育の柱とする取組は

答弁内容【教育総務部】

③ 本市では、この間、「未来を拓く子どもたちは大東市の宝」であるという強い思いのもと、市民の皆さま、市議会議員の皆さまのご理解を頂戴しながら、様々、教育環境の整備・充実に取り組ませていただいております。

校舎の長寿命化改良工事や空調整備など施設面のみならず、教育内容においても、先進的な取組が多々ございます。

これらの取組により、全体的に学校の落ち着きや、緩やかではありますが学力の向上などにつながっているものと理解をしております。

そのうえで、今後、これまでの取組みの成果をより一層明確なものにするために必要なもの、それは「小中一貫の理念」であると私は考えております。

子どもたちの現状や未来を切り拓く子どもたちに付けたい力を考えましたときに、小学校と中学校それぞれのよき学校文化を融合し、9年間の学び・育ちの連続性・系統性を形作っていくこと、施設一体型・分離型にかかわらず、教育の内容として「小中一貫の理念」を浸透させていくことはたいへん重要であります。

その「小中一貫の理念」が制度化されたものが義務教育学校であり、地域の実情に合わせて、多様な、そして弾力的な特色あるカリキュラム編成などが可能となる大きなメリットがございます。

現在ご審議いただいております本市初の義務教育学校が設置されました暁には、その教育的効果を全市的に波及させ、さらなる教育環境の整備、教育の質の向上に努めますとともに、各中学校区において、一貫したカリキュラムのもと、地域の皆さまとともに9年間で子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を見取っていく、そのような教育を進めてまいりたいと考えております。

4番 あらさき 美枝 議員

5

質問内容

4 グリホサートの規制を

① 学校施設での頻回なグリホサートの利用について、予防原則にのった観点からその危険性をどのように考えているのか

10 ② 児童、生徒、近隣住民等に対する情報提供について

④ グリホサートの代替手段について

答弁内容【教育総務部】

15 ① グリホサートを主成分とする除草剤を含む農薬については、農林水産省の登録を受ける必要がございますが、それまでの間に、内閣府による食品健康影響評価や、厚生労働省による残留農薬基準の設定、環境省による環境影響評価を受け、効果性だけでなく、安全性も判断がなされ、市場に出回っているものでございます。

20 市町村において、国が登録を行った農薬の適否をお答えする立場にございせんが、我々は、設定された農薬使用基準に則って適切に使用することが大切であると認識しております。

② 除草剤を使用する際には、事前に学校と相談のうえ、児童・生徒が不在である時間帯に作業するよう対応を講じているところでございます。

25 加えまして、除草剤を散布するに際しましては、近隣地へ薬剤が飛散しないよう風向きなどの天候に注意を払うとともに、散布場所と近隣地との距離を空けることや、除草剤の散布方向を学校敷地の外側から内向きにて行うことにより、近隣地への影響が無いように努めているところでございます。

30 ④ 夏場の暑い時期に作業を行う校務員等の負担や体育祭前などのグラウンド整備の必要性を鑑みますと、除草剤の使用が必要な場合があるものと考えられます。

35 一方、草刈の作業を委託するなどの手法によれば除草剤の使用頻度を減らすことも可能かと存じますが、委託の場合であっても、人の手を借りることとなり、熱中症対策として適切かどうかを考える必要がございます。

現段階におきまして、有効な手立ては持ち合わせておりませんが、除草剤を使

2. 一般質問答弁概要

用する際には、使用上の注意を遵守しつつ、近隣の方々にご迷惑をかけないような対策を講じてまいりたいと考えております。

5 5番 杉本 みゆき 議員

質問内容

2 子ども達への癌教育について

- 10 ① 小学校の現状
- ② 中学校の現状
- ③ 外部講師の活用

答弁内容【学校教育政策部】

- 15 ① 小学校学習指導要領体育編保健領域に「病気の予防」についての単元があり、がんに関する取扱いが記載されていることから、文部科学省資料「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」におきましても、小学校では、主としてがんを通じて健康と命の大切さを育むことが主なねらいとされており、主に第6学年保健の授業におきまして、継続的な喫煙によってがんになりやすくなるなどの影響があることを学習しております。

令和5年3月に政府が策定しました「第4期がん対策推進基本計画」におきましても、国民ががん予防やがん検診による早期発見の重要性を認識するとともに、がんを正しく理解することをめざすことが示されております。

- 25 引き続き、学習指導要領に基づき、各小学校において発達段階に応じた学びを行ってまいります。

- ② 中学校におきましては、学習指導要領保健体育編保健分野におきまして、章立てして「がんの予防」について記載されており、文部科学省資料「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」におきましても、中学校では主として、科学的根拠に基づいた理解をすることが主なねらいとされており、主に第2学年において、発癌性物質について学習するとともに、がんを予防するための生活習慣の有効性や、早期に発見するための「がん検診」等、必要なことについて学んでおり、教科書の記述も発達段階に応じて、小学校より多く取り扱われております。

- 35 ③ 先ほど申しました、小・中学校での授業につきまして、昨年度は、小学校においては薬剤師、また中学校においてはがんの専門医や看護師などを外部講師

2. 一般質問答弁概要

としてお招きし、児童生徒に対して、よりわかりやすくがんについての知識等を伝えていただくとともに、命や健康の大切さ、がんと共に生きる人々を支える姿勢を育てるといった、より実践的ながん教育を実施していただきました。

大阪府教育庁におきましても、がん専門医等で構成される「大阪府がん教育に係る連絡協議会」が令和元年に設置され、外部講師派遣の仕組みづくりが行われるとともに、がん教育に係る外部講師派遣事業が令和2年度から実施されております。

本市におきましてもこの事業を活用し、今年度までにすべての中学校で外部講師を活用した授業を実施する予定でございます。

生徒の感想として、「定期的な検診や健康診断の大切さを再認識した」という感想や「日本において2人に1人が経験する身近な病気であるとわかった」という声など、生徒が自分ごととして、がんについて様々な角度から学ぶことをできた、有意義な時間になったと把握しております。

質問内容

4 放課後児童クラブ長期休暇中の利用について

④ 今年度から開始の昼食の手配について

答弁内容【教育総務部】

④ 保護者の方々から、夏期休業期間中の昼食の持参にお困りのお声を頂戴しておりました。

これを受けまして、今年度から希望者には有料で業者によるお弁当の配食サービスを試行実施し、32名のご家庭にご利用いただいたところでございます。

今後、利用方法やお弁当の内容など、ご意見をお聞かせいただきながら、本格実施に向けた対応をめざしてまいります。

6番 酒井 一樹 議員

質問内容

6 小中学校体育館エアコンについて

① 現在の小中学校体育館エアコンの設置状況について

答弁内容【教育総務部】

2. 一般質問答弁概要

① 小中学校体育館の空調設置に関しましては、府内自治体の中でも先行して、令和4年度から経済産業省所管の「石油ガス災害バルク等の導入事業費補助金」の採択を受け、順次、災害に強いLPガス式の空調設備の設置に取り組んでおり、既に中学校8校、小学校4校への設置が完了しているところでございます。

5 なお、今年度におきましては、これまで同様の方式で、深野小・氷野小・灰塚小の体育館に空調設備の設置工事を進めておりますが、住道北小・住道南小につきましては、体育館の長寿命化と空調設置を一体的に工事する計画により、文部科学省の交付金が採択保留となったことから、事業執行を延期せざるを得ない状況となりました。

10 このため、この2校を含む、残り5校の小学校につきましても、体育館における環境の早期改善に向け、翌年度以降、順次、出来る限り速やかに空調設備の設置を進めてまいりたいと考えております。

15 **8番 みずおち 康一郎 議員**

質問内容

3 集団登校の廃止について

- 20 ① 集団登校の意義は
 ② 校長の権限と根拠法について
 ③ 市教委の役割について
 ④ 地域との関わりについて
 ⑤ 事故等が発生した際の責任の所在について
25 ⑥ 集団登校の復活について

答弁内容【学校教育政策部】

① 集団登校の意義といたしましては、特に交通量の多い朝の時間帯におきましては、交通ルールに慣れていない低学年児童の安全確保や、集団で行動することで運転手の視界に入りやすく交通事故のリスク軽減にもなること、登校中の体調不良等にも複数いることで対応が可能となること、また、防犯面では、不審者に遭遇した際に複数で安全を確保できること等が挙げられます。

 もう一つの側面としましては、高学年が低学年の児童を見守りながら、時には注意を促しながら登校することは、異学年間の関係づくりやリーダーとしての
35 責任感あるいは協調性の構築、こういったあたりも集団登校の意義ではございますが、近年、保護者や子どもの声として「自分のペースで登校したい」「欠席

2. 一般質問答弁概要

する時にわざわざ集合場所まで伝えに行かねばならない」「リーダーや副リーダーが遅く来るため全体の登校がぎりぎりになる」「家から集合場所まで遠いため集合場所を変えてほしい」「あまり仲が良くないので登校班を変えてほしい」「集合場所にいる子どもたちが朝からうるさい」等、保護者あるいは高学年児童、地域住民からの声が増えていることなどから、全国的に、集団登校を実施している学校割合は年々減少傾向にあると認識しております。令和3年度の文部科学省の調査によりますと、集団登下校を実施している学校は、全国平均で約60%となっており、大阪府下では20～30%の実施学校率となっております。

② 学校保健安全法第27条には、「登下校」という直接的な表現ではございませんが、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検等、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」と記されております。また、同法第30条には、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする」とも記されております。

このことから、集団登校や集団登校ではない「ふれあい登校」「呼びかけ登校」等、形態は様々ですが、学校(校長)は登下校に関する安全指導を行うとともに、見守り活動等については、必ずしも学校が直接担わなければならないものではありませんが、保護者や地域との連携に努める必要があると認識しております。

答弁内容【教育総務部】

③ 教育委員会といたしましては、まず何よりも児童の安全を最優先としつつ、学校や保護者、地域の見守り組織と連携しながら、実情に応じた通学の環境を整えていくことが重要であると考えております。

とりわけ、通学を含めた「学校安全計画」を策定する学校と、「交通安全施設等整備事業」を実施する公安委員会等が連携を図るため、『通学路交通安全プログラム』を構築し、通学の安全確保を施していくことが第一義的な役割でございます。

引き続き、地域の事情を十分に踏まえながら、学校と協議し、必要に応じて助言や調整を行い、安全で安心できる登校環境の確保に努めてまいります。

④ 小学生が登下校する際の地域との関わりにつきましては、安全を守るうえ

2. 一般質問答弁概要

で大変重要な役割を果たしていただいております。

地域の見守り隊や自治会、子ども会などの皆さまが、通学路に立って声かけを行ったり、危険箇所を点検したりするなど、学校と協力しながら子どもたちの安全を日常的に支えてくださっていることに、深く感謝申し上げます。

5 一方で、ご協力頂いている方々の高齢化や担い手不足により、見守り活動の継続が難しい地域も見受けられます。

児童の安全・安心な通学環境を確保するため、地域の負担が過度にならないよう留意しつつ、持続可能な見守り体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

10

⑤ 登校下において万が一、事故等が発生した場合の責任の所在につきまして、加害者が存在する場合にはその加害者が負うこととなる等、状況により異なり、一概に申し上げることはできません。

15 教育委員会といたしましては、事故が発生しないよう、学校・地域・保護者と協力しながら通学路の安全点検や交通安全指導を徹底することが何より重要であると考えております。

今後とも児童が安心して通学できる環境の確保に努めてまいります。

答弁内容【学校教育政策部】

20 ⑥ 登校の形態につきましては、様々でございます。各校が年度ごと、児童の様子や地域・PTAのお声等も反映しながら、その在り様を検討しておりますことから、集団登校から集団登校ではない「ふれあい登校」や「呼びかけ登校」、あるいは「ふれあい登校」や「呼びかけ登校」から集団登校への変更も当然あるかと思えます。

25

9 番 中村 晴樹 議員

30 質問内容

1 別居親行事参加のフローチャートについて

① フローチャートの保護者の定義は

② 「保護者・監護者・父母等」とすべきではないか

③ ガイドラインを策定しHPの公開を

35 ④ 私立学校園の改正民法の周知啓発は

2. 一般質問答弁概要

答弁内容【学校教育政策部】

① 別居親の行事参加についてのフローチャートでございますが、こちらは昨年12月に開催されました校園長会にて通知をしたところでございます。別居しておられる母親・父親が学校行事に参加したいと希望され、同居している母親・父親と意見の相違があった場合、学校だけで判断することなく、まずは市教育委員会へ報告し、状況に応じて対応を検討するという流れを示したものでございます。

このフローチャートに記載の「保護者」につきましては、お子様と同居している母親、あるいは父親を想定しております。

② 議員ご指摘の通り、フローチャートに記載の「保護者」につきましては、同居している母親あるいは父親という意味を端的に示すために「保護者・監護権者・同居父母等」に変更することを、来年度に向けて検討しているところでございます。

③ 昨年度作成いたしましたフローチャートにつきましては、各学校が対応する際の流れを示しているものでございます。また、先ほどご指摘いただいた点などをアップデートして、よりわかりやすいものにしていく必要があると考えております。

ガイドラインの作成につきましては、民法改正されました共同親権の施行に向けて、市教育委員会としても課題意識は当然持っております。具体的な対応の在り方につきましては、やはり国からの指示や助言を踏まえなければ、何度もガイドラインを改定することになり、混乱を生じさせる可能性もあることから、共同親権に関する理念、そして子ども一人ひとりの最大限の利益を優先しながら、大阪府教育庁などとも連携をして、引き続き検討してまいります。

④ 私立学校園に対する各省庁からの通知や事務連絡につきましては、大阪府教育庁の私学課が窓口となり、府内の各私立学校法人へ周知されるという流れになっております。

質問内容

2 部活動の地域移行について

① 文科系部活の現状は

② 部活動地域移行コーディネーター活用について

③ 学校での芸術鑑賞プレゼンについて

2. 一般質問答弁概要

答弁内容【学校教育政策部】

① 本市中学校において、今年度活動している文化部は、吹奏楽部・美術部・放送部・英語部・科学部・家庭科部・茶華道部・ヒューマンライツ部・文芸芸術部であり、5月末時点での所属部員数は523人となっております。前年の5月末時点での所属部員数は522人であったことから、部員数についてはほぼ増減なしの状況でございます。

② これまで、各校の部活動では、顧問の教員が練習日程の調整や予定表の作成、大会へのエントリーや必要物品の購入など、子どもたちの活動が充実したものになるようにさまざまな調整の役割を担ってまいりました。

今後、部活動の地域移行が進みますと、指導者の多くは地域で別のお仕事に従事されている方がほとんどであり、指導以外の業務につきましては、なかなか携わることが難しい状況となります。

市教育委員会としましては、一昨年より部活動地域移行コーディネーターを配置しており、これまで教員が担ってきたスケジュール調整や情報発信だけでなく、指導者の確保や研修の実施、今後の移行に関する全体計画の検討、さらには、各種団体との連携に関する交渉、連絡アプリによる保護者対応など、さまざまな面で円滑なクラブ活動を展開できるように、ご尽力いただいているところでございます。

③ 各校におきましては、豊かな感性や表現力を育むことを目的に、音楽・演劇・伝統芸能などの舞台芸術に触れる機会を設定しております。

昨年度は、例えば、四條畷学園高等学校吹奏楽部やパーカッショングループ・フラワービートさんを招いての音楽鑑賞会、中国雑技芸術団のみなさんにパフォーマンスを披露していただくなど、各校で様々な計画し、子どもたちの想像力や感性に訴える素晴らしい機会を創出することができました。

今後も、子どもたちにとって貴重な出会いとなる芸術鑑賞に関する各種団体等につきましては、各校の企画立案の参考となるよう、随時情報提供してまいりたいと考えております。

質問内容

3 任意団体の加入について

② ガイドライン作成についてPTAの反応はどうか

③ 全学校におけるPTAの口座名義と管理状況は。また、PTAの予算・決

算は誰が作成しているのか

④ P T Aのローテーション割り当てについて

答弁内容【教育総務部】

- 5 ② 任意団体であるP T Aの入退会、会計の適正化、個人情報取扱いなど、昨今のP T Aの運営上の課題を整理することで、持続可能なより良いP T A活動に役立てていただけるよう、大東市教育委員会としましてガイドラインの作成に取り組んでおります。

10 先月には、単位P T A会長会にて現段階でのガイドライン案を説明させていただくとともに、各単位P T Aの規約にどう反映させるべきか、現状を踏まえて検討したいなど、その場で参加者からご質問やご意見を頂戴しました。

15 現在、各単位P T Aにお持ち帰りいただき、役員の皆様を中心に、ご意見などを集約いただいております。今後、これらを参考にガイドライン案をさらに精査し、年内には策定を行い、各単位P T Aや学校園に対し、周知したいと考えております。

③ 各単位P T Aにおきましては、それぞれの規約に基づき、独立して会計が行われており、会費の徴収を学校園に協力いただきながら、管理はP T A会員でもある教職員と会計役員が連携して行っておられるものと聞き及んでおります。

20 P T Aの口座名義につきましては、学校名、P T A名など各校でばらつきがあるものの、その収支は関係帳簿と照らし合わせて定期監査や総会等での会計報告がなされており、適正に手続きされているものと認識しております。

また、P T Aの予算・決算の作成につきましても、P T A会員でもある教職員とP T A役員が連携して原案を作成しておられるものと承知しております。

25 一方、P T Aに関する事務を学校として処理する場合は、代理人として付与される権限とその範囲について委任契約等により明確にする必要がございます。

このあたりの課題につきましては、ガイドライン等で整理し、学校園に対しましても周知を図ってまいりたいと考えております。

30 ④ 大東市P T A協議会は、市内の公立学校園P T A相互の連携・協調を密にし、単位P T Aの健全な発展に資することを目的に組織されており、運営役員は協議会規約に基づき単位P T Aより選出いただいております。

併せまして、北河内や大阪府P T A協議会の役員、市政に関連する各種実行委員会などへの参画につきましても、連携の有益性を鑑み、総会での承認を経て、35 担当校を単位P T Aの皆様にご協力いただいているところでございます。

有意義な大東市P T A協議会の運営に向けて取り組む一方、一部の単位P T

2. 一般質問答弁概要

Aの皆さんにご負担がかからないよう、あらかじめローテーション表を作成し、分担をいただいているものと認識しております。

5 10番 光城 敏雄 議員

質問内容

5 小中学校のいじめについて

10 ① 小中学校のいじめの件数はどれぐらいあるのですか

答弁内容【学校教育政策部】

① 令和6年度のいじめ認知件数につきましては、大東市立小学校において前年比331件増の1720件、大東市立中学校において前年比3件減の212件となっております。

文部科学省が策定しました「いじめ防止基本方針」におきましては、「いじめはどの子どもにも起こり得る」また、「些細なことでもいじめの芽を見逃さないことが大切である」とされております。

以前はいじめの認知件数が多いこと、イコール悪いことであると思われがちでありましたが、近年では、認知件数が多いほど学校や教員のアンテナ・意識が高い証拠であるとされております。

認知件数が増えれば早期対応の機会も増え、いじめの深刻化を防ぎやすいことや、ちょっかいをかけたとかからかうといった行為が、大きな心の傷につながる可能性があることから、引き続き「いじめ見逃しゼロ」について周知し、積極的な認知を進めてまいります。

質問内容

5 小中学校のいじめについて【再質問】

30 ③ 被害児童生徒や加害児童生徒にどのような対応をしていますか。

また、被害児童生徒が登校できず、加害児童生徒の登校が制限されないことについて、教員はどのような考えを持っていますか

④ 新しいアプローチである寝屋川市の「いじめゼロ」の取組についての認識は

35

答弁内容【学校教育政策部】

2. 一般質問答弁概要

③ いじめ対応につきましては、まずもって、被害を受けた児童生徒への「支援」を学校全体で最優先します。家庭と連携しての見守りはもちろん、先ほど申しましたスクールカウンセラーの活用など、いじめの行為自体は解決していたとしても、「もう大丈夫」となるよう、数か月にわたって丁寧に観察や支援を続ける必要がございます。

また加害の児童生徒に対しても、自身の行為の振り返りや、家庭と連携しながら人を傷つけてしまったことの理解・反省、今後の変容・成長につながるよう再発防止と継続的な「指導」に努めているところでございます。

「加害の側の登校が制限されないこと」につきましては、「被害の児童生徒への最大限の寄り添いと同時に、加害の児童生徒の成長も願うことは、非常にバランスの難しい課題である」、あるいは「加害のようであっても実は別の面で被害を受けており、双方が加害と被害となっているケースもある」等の声を聞いております。被害の子どもも加害の子どもも大切なクラスの一員であり、愛情をもって日々接しているのが学校の教員です。

子どもたち一人ひとりの心に寄り添いながら、すべての児童生徒の健やかな成長を願って、日々悩みながら対応を続けているところでございます。

④ 寝屋川市では、第三者の立場から学校のいじめ問題に対応する新たな行政の枠組みとして、令和元年10月に「監察課」が設置されたと認識しております。学校や教育委員会が人間関係の再構築を重視して対応していく動きとは別に、この「監察課」では、弁護士などが所属して、いじめの初期段階から被害・加害の双方への聞き取り等を通じて介入することで、事案解決を迅速に進めることを目的に、メールや公式LINEなど多様な窓口を整備するなど、情報収集にも力を入れておられるとのこと。

本市におきましても、各種相談窓口を各校がホームページに掲載しており、市教育委員会としましても年間複数回、各種相談窓口を更新・周知するなど、いじめの早期発見・早期対応ができる体制づくりにつきましては、一層の充実に努めているところでございます。

定例のいじめ問題対策委員会を開催して、学識経験者や医師、弁護士などの方々に市全体の取組みについてご助言をいただいたり、心理の専門家であるスクールカウンセラーによる児童生徒・保護者との相談、福祉的支援へとつなげるスクールソーシャルワーカーの活用、市独自にスクールロイヤーや警察OBである教育アドバイザーによる教職員研修や事案相談など、さまざまな面からいじめの課題にアプローチし、専門家や関係機関との連携も進めているところでございます。

11番 児玉 亮 議員

5 質問内容

1 本市の教育について

① 不登校支援について

ア 不登校数の推移と原因について

イ 起立性調節障害について

10 ウ 学習する機会の提供について（学びへのアクセス100%プラン）

答弁内容【学校教育政策部】

①ア 本市における昨年度の不登校児童生徒数は376人で、令和5年度の数字と同数でございました。

15 不登校児童生徒が利用できます、市教育支援センター「ボイス」の登録者数は、前年比10人増の61人で、昨年度の延べ年間利用者数は1572人となっております。

文部科学省が公表しております令和5年度の調査によりますと、不登校の理由として「学校生活に対してやる気が出ない」「不安や抑うつ」「生活リズムの乱れ」など心理・生活面に関わる要因が上位を占めております。

20 そのほかに「学業の不振」「友人関係のトラブル」なども要因とされており、本市における不登校の状況も全国と同様となっております。

①イ 起立性調節障害は、自立神経系の不安定さから循環器系の調節がうまくいかなくなる疾患で、立ち上がった時に血圧が急激に低下したり、心拍数が上がることで「立ちくらみ」「疲れやすい」「長時間立ってられない」などの症状が現れたりすることが特徴とされております。

30 中学・高校生の年齢で発症することが多いとされていることも特徴の一つで、あくまでも身体的疾患であることから、症状が重い場合、本人が頑張っとうにかなるということではありません。不登校児童生徒の約半数が起立性調節障害の可能性が疑われるとの研究データもあり、血液検査など一般的な検査では異常が見つからないため、気持ちの問題であるとの誤った認識から、本人のもうひと頑張り周囲が要求して、さらに症状が悪化してしまうこともあります。

35 学校と保護者が児童生徒の状況を正しく理解し、同じ方向を向きながら関係機関や専門家につないでいくなど、組織的に対応することが求められています。起立性調節障害という疾患の特徴とその対応につきましては、市教育委員会が

2. 一般質問答弁概要

ら不登校に関する研修等において、各校で理解を深められるように努めているところではございますが、保護者や児童生徒に対して保健便り等を通じて、引き続き周知を進めていく必要があると考えております。

- 5 ①ウ 学校の教員は、「明日も通いたくなる学校」「魅力ある学校」をめざして、家庭や地域と協力しながら子どもたちの健やかな成長を願って、安心・安全な教育環境のもと、わくわくする授業や自己肯定感を高めるための課外活動など、日々工夫しているところでございます。

10 この「魅力ある学校づくり」を大前提としながら、「教育機会確保法」の趣旨に基づき、必ずしも学校への復学のみを目的としない、将来の社会的自立をめざした多層的な支援を行うことが、本市で取り組んでおります「学びへのアクセス100%プラン」の考え方です。

15 家から外に出ることが難しい子にはICTの活用、外には出られるが学校の校門をくぐるということが難しい子には市教育支援センター「ボイス」や、学校には行くことができるが教室に入ることができない子には校内教育支援ルーム、というように、一人ひとりの状況に応じて、子どもたちが学びを継続できる環境を作っていく必要がございます。

20 今後は、各校において、校内教育支援ルームの整備が進んでいる中、運営に携わる不登校支援員が不足しているという点が、市全体の課題であると認識しております。

25 不登校の児童生徒を支援いただく地域人材、不登校支援員等、多くの大人が多角的に子どもたちに関わることで、将来の社会的自立につながる支援が可能となります。市教育委員会としましては、引き続き、予算・人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

質問内容

1 本市の教育について

② 子どもの自己肯定感、自己効力感の向上について

30 ア 本市の取り組みについて

イ 早生まれの子に対する配慮について

答弁内容【学校教育政策部】

35 ②ア 子どもたちの自己肯定感や自己効力感を育むことは、子どもたちが将来、社会で自立し、幸福な人生を送るための土台を築くことであると考えております。

2. 一般質問答弁概要

そのような考えのもと、本市では、学校教育活動において協同の理念に基づく「学び合う授業づくり」を推進しており、子どもたちがクラスメイトと協同して学び、成功体験を積み重ねることで、「自分はここにいても良い」「自分には価値がある」といった自己肯定感や、「自分ならできる」「チャレンジしてみよう」といった自己効力感を高め、また、仲間から認められる経験を相互に実感することで「自分は仲間の役に立っている」といった自己有用感をも獲得していきます。

また、各校では教職員による子どもたちへのかかわりについても意識的に行われており、全国学力・学習状況調査において「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」という質問について、本市では小・中学校ともに肯定的回答が9割を上回っており、小学校では全国を上回る結果数値となっております。

総合的な学習の時間や、児童生徒どうしをつなぐ集団づくりの取組みにおきましても、自己肯定感や自己有用感を高める視点を取り入れながら、子どもたちのやる気を伸ばしていこうとしております。

引き続き、教員が、あるいは児童生徒どうしが、頑張りをしっかり評価したり、感謝の気持ちを伝えたりすることで、自分のことが評価されている実感を得る関係づくりの構築や、「自分にはよいところがある」といった自己肯定感を醸成できるよう取組みを推進してまいります。

②イ 生まれ月による違いの影響が大きいと考えられる5歳児から小学校1年生の2年間につきましては、一人ひとりの多様性に配慮したうえで、すべての子どもに学びや生活の基盤を育むことをめざした大東市版「幼保小の架け橋プログラム」づくりを福祉・子ども部と連携して行っております。

この幼保小の架け橋プログラムを基に、子どもに関わる大人が立場を越えて自分ごととして連携・協働するとともに、各学校園におきましては、子どもたちを丁寧のアセスメントし、遊びから教科学習へと緩やかな段階を経ながら、教育活動を行うことで、子どもたちの自己有用感や自己効力感を育ててまいりたいと考えております。

質問内容

1 本市の教育について

③ スクールロイヤーについて

答弁内容【学校教育政策部】

③ スクールロイヤーは法律の専門家であり、子どもたちの最善の利益、そして、

2. 一般質問答弁概要

安心・安全な学習環境を守る役割を担っていただいております。また、教職員の児童生徒・保護者対応におきましても、スクールロイヤーによるアドバイスは大変有効なものとなります。

今年度からスタートいたしました、市独自のスクールロイヤー事業につきましては、8月末時点で相談件数が93件を数え、夏休み中には大東市教育研究フォーラムや学校での教職員研修などで講演いただいたり、ケーススタディの機会を設けて、いじめ対応等について学びの場を設けたりすることができました。

2学期も、緊急事案対応で各校でのケース会議に参加いただくなど、情報の整理や外部機関との連携、学校がやらねばならないことの役割分担など、特にいじめ対応に関する学校の動きの初期対応、留意点について、第三者の立場から俯瞰的にご指摘いただいております。教員からは「一人で抱え込まずに、組織で対応することを心掛けたい。法律についても、理解を深めることができた」といった、肯定的な評価が数多く寄せられております。

市教育委員会としましては、引き続き各校の求めに応じて、迅速かつ効果的にスクールロイヤーを活用できるよう、密に連携を図ってまいります。

質問内容

4 大阪府立野崎高等学校について

① 現状と今後について

答弁内容【学校教育政策部】

① 野崎高等学校は、昭和51年に大阪府下で100番目の府立高校として創立され、今年で50周年を迎えた全日制の普通科高校でございます。

「自律・自主・創造」を校訓とし、1年生での少人数編成や2年生からのコース選択制などにより、一人ひとりを大切にする、きめ細やかな学習指導を展開しておられます。

なお、ここ数年は入学志願者数が定員を下回る状況が続いており、大阪府教育庁による府立高校再編整備により、令和5年度に、大阪市にありました府立茨田高等学校と機能統合がなされております。少子化の進行や教育の質の向上を背景とした府立高校の再編整備につきましては、今年の秋に、大阪府教育庁により具体的なアクションプランが策定される予定とも報道されており、単なる統廃合にとどまらず、「個性ある学校」をめざすことの重要性が強調されているところでございます。

野崎高等学校の今後につきましては、現時点において市教育委員会として、統合等の情報は把握しておりません。

13番 木田 伸幸 議員

5

質問内容

3 大東市政における懸念事項について

③ 学校施設長寿命化について

ア 各小学校の耐震化の補助金の採択が見送られたことは事実か

10 イ 体育館の空調工事の補助金は採択されていたが、どのようになっているか

ウ 採択を受けたものを辞退すると、今後の補助金採択に影響はないのか

答弁内容【教育総務部】

15 ③ア 学校施設の長寿命化改良工事に係る補助金「学校施設環境改善交付金」につきましては、令和7年度当初予算枠において、全国的に多くの自治体が採択保留となった状況でございます。

本市においても、申請した事業のうち、空調整備事業などは採択されたものの、「南郷小学校」、「住道北小学校」、「住道南小学校体育館」に係る長寿命化事業などが採択保留とされ、学校現場の事情を鑑み、事業の着手を延期したところでござい

20 ます。

本市といたしましては、逢坂市長が直接、国へ赴き、交付金の必要性を訴えましたが、文部科学省からは、「当初予算の約9割が新設校への負担金等に充当され、長寿命化改良工事については財源不足等により採択を見送らざるを得な

25 かった」との見解が示されました。

また、「今年度の施設整備費については、空調設備や耐震化など最優先事業に重点が置かれており、長寿命化改良工事は採択が見送られる傾向にあったこと」や、「国の補正予算に前倒して計上されたいこと」などの説明も受けている状況でござい

30 ます。今後は、文部科学省から示されたアドバイス・ご教示に沿って、交付金を獲得した上で、当該事業を進めてまいりたいと考えております。

③イ 住道北小学校の校舎・体育館と住道南小学校体育館の長寿命化改良工事につきましては、長寿命化改良工事と空調設置工事を合わせて交付金申請して

35 いたところ、空調設置工事は採択されたものの、長寿命化改良工事は採択保留となりました。

2. 一般質問答弁概要

両校ともに、体育館の長寿命化工事と空調設置工事を一体的に実施する前提で設計を行っていたため、体育館空調のみ工事することは、学校現場での工事期間が長引くだけでなく、設計変更に時間を要するため、年度内での完了が困難となる見込みとなりました。

5 このため、文部科学省の担当部局に確認したところ、「複数事業を同時に実施する場合、交付金が全て採択されていない状況であれば、辞退することも選択肢として認める」との説明を受け、やむを得ず交付金の交付内定を辞退するという判断を行ったものでございます。

10 ③ウ 補助金内定の辞退につきましては、これまでの文部科学省のご教示に基づき、適宜必要な手続きを踏まえることにより、本市にとって不利な影響が生じることはないものと考えております。

15 令和7年度当初に予定していた事業の執行は見送ることとなりましたが、文部科学省におかれましては、本年秋以降の補正予算で財源の確保に努めたいとの考えも示されております。

本市としても、国の動向を注視しつつ、令和7年度補正予算の繰越を前提とした、令和8年度実施に向けた交付金の申請準備を行ってまいりたいと考えております。

20

15番 あずま 健太郎 議員

質問内容

25 1 北条小・中学校の小中一貫教育（仮称）ほうじょう学園構想

① 9月定例月における実施設計と工事にかかる補正予算

② 今年度下半期のスケジュール

③ 学校の名称

④ 北条小体育館の空調設備（工事期間中の児童・生徒の環境）

30

答弁内容【教育総務部】

① （仮称）ほうじょう学園の基本設計が、今月末に完成する目途に伴いまして、実施設計と工事に着手いたしたく、今定例月議会に設計施工一括発注に要する費用を債務負担行為にて予算計上し、ご審議を頂戴しているところでござい

35 ます。

この債務負担行為の内訳といたしましては、実施設計と工事に要する費用と、

2. 一般質問答弁概要

工事を円滑に進めるための費用に大別されます。

実施設計と工事に関する費用といたしましては、校舎工事と校庭整備のほか、校庭貯留、学校西側の市道拡張、北条公園の共用部分にかかるものを計上し、工事を円滑に進める費用といたしましては、コンストラクションマネジメント等
5 にかかるものを計上し、併せて、総額84億9,186万円を、令和11年度までの債務負担行為の限度額としているものでございます。

基本設計では、現在の北条中学校の既存校舎・体育館に長寿命化改良工事を施しますとともに、新たに校舎を増築し、回廊型の校舎とするや、大階段を併設する図書メディア室を活用した探求学習や異学年交流を促進するエリアを設ける
10 ほか、従来の教室の概念にとらわれない多様な学びを実現するオープンスペースの設置などを備えた小中一貫教育に対応ができる造りとしており、これらを基本に実施設計・工事をすすめてまいりたいと考えております。

② 今定例月議会にて補正予算をご議決賜りましたら、来月初旬に入札の公告
15 を行い、「総合評価一般競争入札」による事業者選定を進める予定でございます。

事業者からの提案や入札を経て、想定といたしましては、来年初旬には契約候補者を決定し、3月定例月議会におきまして、契約議案を提出できるよう事務を進めてまいりたいと考えております。

③ (仮称)ほうじょう学園におきましては、令和12年4月を開校予定として準備を進めているところですが、それまでに定めておくべき事項といたしまして、通学区特認校制等の制度設計や教育課程のカリキュラム案の構築、校歌や校章、制服等をどうするかといったことがあげられます。

なかでも、学校の名称につきましては、他に定めるべき事項に先立ち決めていく必要がありますことから、その準備をすすめているところでございます。

先日開催されました検討委員会におきまして、校名の候補案、決定過程に関して議論がなされ、公募することや児童・生徒の意見を汲み取ること等が話し合われたところでございます。

スケジュールといたしましては、今年度に公募を開始し、来年度に検討委員会
30 にて候補案を集約する予定としております。

その後、時期は未定ではございますが教育委員会での決定や、『大東市立小・中学校設置条例』の条例改正にかかるご議決を経て、校名を決定する運びを予定をしているところでございます。

④ 北条小学校につきましては、令和12年度に「(仮称)ほうじょう学園」を開校する予定となっておりますが、在籍児童につきましては、それまでの間、現

2. 一般質問答弁概要

在の場所で学校生活を過ごすことになります。

一方、本市小・中学校の体育館におきましては、令和４年度から空調設備の設置工事に着手し、これまで８中学校、４小学校への設置が完了し、今年度も小学校３校に対して設置工事を進めているところでございます。

- 5 北条小学校の体育館につきましても、教育活動における熱中症予防などの観点から、空調設備の必要性を認識しているところですが、設置期間が限られることから、国の補助金など特定財源の活用が難しい状況でございます。

そのため、設備導入にあたりましては、コスト面と性能を両立させることが大切な要素となりますが、断熱・遮熱対策を効果的に採り入れるなど、出来るか
10 ぎりの創意工夫を凝らし、鋭意導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

質問内容

- 15 1 北条小・中学校の小中一貫教育（仮称）ほうじょう学園構想【教育長答弁】
⑤ 今後の事業を進めるにあたり（９月定例月補正予算の内容を踏まえて）

答弁内容【教育総務部】

- ⑤ （仮称）ほうじょう学園の設置を進めるにあたり、基本構想では、
20 1. 小中一貫教育の成長と成熟をめざした学校であること
2. 『大東市教育大綱』の理念を後押しし、教育の課題解決を導く学校であること
3. 地域課題の解決に加え、地域の発展に寄与する学校であること
を掲げております。
25 基本設計の完成を間近に迎えておりますが、この理念を的確に表す学校にしていく必要があると考えております。
これまで、市議会議員の皆さまをはじめ、地域の方々等、多くのご賛同・ご協力を頂戴してまいりました。
これまでの歩みは、大東市の教育をより良くしたい、子どもたちに未来を拓く
30 力をつけさせたいという強い思いが結実したものだと感じております。
この度の補正予算案についてご議決を頂戴いたしましたら、令和１２年４月の開校予定に向け、本格的な工事へと進んでまいります。
完成まで、先程の理念を持ち続け、引き続き、市議会議員の皆さま、地域の方々等のご意見を頂戴し、丁寧にご説明・発信をしながら、市民の皆さま、地域の皆
35 さまから愛される大東市初となる義務教育学校設置に向けて取り組んでまいります。

2. 一般質問答弁概要

併せて、（仮称）ほうじょう学園の設置が最終目標ではありません。

ここで培われる小中一貫教育の知見を広く大東市内に波及させ、市域全体の教育の質をより高めることを視野に入れ、「令和の日本型学校教育」の構築をめざし、全力で取り組んでまいり所存でございます。

PTAの入退会、会計等に関するガイドライン（案）

令和7年 月 日
大東市教育委員会作成

1. 趣旨

PTAは、保護者及び教職員が自主的に組織し、運営する社会教育関係団体であることから、入退会や会費の徴収、個人情報取り扱い等について、PTAがその会員等に対し、適切な説明や同意確認を行う必要がある。

しかし昨今、保護者等から運営上の課題が指摘されており、大東市PTA協議会からも助言を求められている。このことを踏まえ、学校教育法並びに地方財政法等関係法令の規定や文部科学省通知等に鑑み、本ガイドラインを参考に各学校のPTAの実情に合わせて活用いただくことで、持続可能なより良いPTA活動につなげていただきたい。

なお、本ガイドラインはPTAの運営や運用そのものを定めるものではなく、あくまで現時点の課題に対する主な留意事項や考え方を整理したもので、今後必要に応じて、適宜、記載内容の充実を図っていく。

2. 入退会について

（1）PTAへの入退会

PTAは任意加入の団体であり、入退会は本人の意思に基づくものであること。

（2）入退会の意思確認

PTAへの入退会は、本人の意思に基づくべきものであることから、PTAは本人に対し、事前に組織や事業に関する適切な説明や任意加入であることを周知した上で、入退会の意思を本人に確認する手段を講じるよう努めること。

3. 会計・寄附等について

（1）PTA会計

①基本的な考え方

PTAは、会費の徴収にあたり、その金額、使途及び徴収方法について、PTA会員に対し、十分に説明する必要がある。

また、P T Aによる学校園に対する財政的支援について、自発的な寄附・支援を行うことは禁止されていないが、学校園においては学校会計について疑義が発生しないよう、P T A会計と明確に区分して処理すること。

また、学校園からP T Aに対して、学校園の運営に係る経費を負担転嫁したり、寄附・支援の強要等を行うことはあってはならない。

②教職員による会計処理

P T Aに関する会計処理を教職員が行うことは、教職員もP T A会員たりうるため、P T Aの総会等で承認を得られているならば問題ない。ただし、会計の透明性を妨げることはあってはならない。

なお、P T A会費の集金や通帳の保管等、P T Aに関する事務を学校園が行う場合、学校園は外部の任意団体であるP T Aの代理人となるため、代理人として付与される権限とその範囲については委任契約書等で明確に規定する必要がある。

③P T A会費を学校徴収金と合わせて徴収することについて

事務の効率化や経費節減のため、P T A会費を学校徴収金と合わせて徴収する場合においては、P T A会費の徴収は代理行為であることを保護者に対して明確にする必要がある。学校徴収金の依頼文書にP T A会費が含まれていることを明示することや、P T A会長もしくは学校園長よりP T A会費の徴収を学校園に委任している旨の説明文書を保護者に配布する等、各学校園の実態に応じて検討すること。

(2) P T Aによる寄附・支援

①基本的な考え方

P T Aによる寄附・支援は、P T Aからの自発的な提案に基づき、総会等においてその会員の意向を確認すること。また、学校教育活動遂行上、必要最小限のものであることとし、学校園は寄附・支援を受けた後は評価・点検を行い、P T Aに報告するよう努めること。

なお、学校園がP T Aから寄附・支援を受ける場合、寄附・支援の目的・内容等をP T Aから詳細に説明を受けるとともに、予算額を含めP T Aの意向を確認の上、寄附・支援を受けるかどうかを学校園において十分に検討すること。

ただし、継続して寄附・支援を受けている内容については、保護者負担軽減の観点から、現在のP T A会費の保護者負担状況などを踏まえ、寄附・支援を受け

ることについて、適宜PTAと見直しの協議に努めること。

②公費・私費の負担との関係

公費は税金等によって賄われ、私費は児童生徒・保護者が自らのために個人負担するものである。

学校園の管理運営や教育に必要な経費については、原則、学校設置者が負担すべきであり（学校教育法第5条）、安易にPTAに負担を求めることは適切ではなく、保護者負担の軽減の観点からも、それぞれの負担区分を明確にしたうえで、適切な会計処理を行うことが望ましい。よって、PTAによる寄附・支援については、概ね下表の観点に立って行われること。

負担区分	内容
●公費負担とすべき経費	○教職員の人件費 ○授業料 ○教科用図書 ○施設整備費 ○学級、学年、学校単位で共用または備え付けとするものの経費 ○その他管理、指導のために要する経費
●私費負担とすべき経費	○児童生徒個人の所有物に係る経費（受益者負担） ※学校、家庭いずれにおいても使用できるものや学級、学年特定の集団の全員が個人用の教材、教具として使用するもの （教科書以外の個人用図書、ノート、文房具、補助教材学習用具等） ○修学旅行・宿泊学習・現場実習・遠足・観劇の参加費等、実験実習費など教育活動の結果として、その教材教具そのもの、またはそこから生じる直接的利益が児童生徒個人に還元されるものに係る経費 ○生徒会活動や部活動などの生徒の活動に係る経費
●PTAから寄附・支援を受けることが可能な経費	○学校園の管理運営・教育活動に要する経費に属するもののうち、PTAが主催する事業や、PTAからの要望により、部活動の充実や各学校の特色ある教育を実現するために必要な経費

4. 個人情報について

(1) 学校園における保有個人情報の取り扱い

個人情報の保護に関する法律第69条では、行政機関の長等(学校園長等)は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供してはならないとされており、PTAに対して児童生徒名簿等の保有個人情報を提供することは、法律違反となるおそれがある。ただし、同条第2項第1号により、本人の同意がある場合は提供が認められているが、提供する個人情報は最小限にとどめ、利用目的を明確にしておくこと。

PTAに対して名簿等の個人情報を提供する場合は、保護者からの提出文書に同意規定を設ける等、個人情報の保護に関する必要な措置を検討すること。

(2) PTAにおける保有個人情報の取り扱い

PTA会員に関する個人情報を収集するにあたり、収集は必要最小限にとどめ、本人に対しては、当該個人情報の利用目的を明確にするとともに、その利用について同意を得ておく必要がある。また、収集した個人情報については、漏えい等がないよう適切に管理すること。

加えて、個人情報取扱規則等を設けた上で、規約等に「本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。」等の規定を盛り込むことを検討すること。

PTAの入退会、会計等に関するガイドライン 解説書（案）

令和7年 月 日
大東市教育委員会作成

1. 趣旨

この解説書は、「PTAの入退会、会計等に関するガイドライン（令和7年 月 日大東市教育委員会作成）」（以下「ガイドライン」とします。）の活用にあたり、単位PTAの実情に合わせて参考としていただけるよう例示や様式等を記載したもので、ガイドラインと合わせて、PTA活動の参考にしていただければ幸いです。

2. 入退会について

PTAは任意加入の団体であり、入退会は本人の意思に基づくものです。

そのため、PTAへの入退会については、本人に対して事前に組織や事業に関する適切な説明や任意加入であることを周知した上で、下記の例を参考に、その意思を本人に確認する必要があります。

- 例① 入会の説明を施した上で、入会を希望することについて、入会申込書、同意書等を作成・配布し収集する。
- 例② 入会の説明を施した上で、非加入届等を作成・配布し収集する。
- 例③ 入会を希望しないことについて、PTAまで口頭で連絡するよう伝える。

3. 会計・寄附等について

（1）PTA会計の処理

教職員による会計処理については、教職員もPTA会員たりうるため、PTAの総会等で承認を得られているならば問題ありません。

ただし、PTA会費の集金や通帳の保管等、PTAに関する事務を学校園が行う場合（下記例参照）、学校園は外部の任意団体であるPTAの代理人となるため、代理人として付与される権限とその範囲については委任契約書（参考様式①）等で明確に規定する必要があります。

- 例① 学校徴収金等と合わせてP T A会費を徴収する等、学校園本来の業務と合わせて扱う場合。
- 例② P T A会員ではない教員や事務員等が扱う場合。
- 例③ 学校園の金庫等、学校備品や場所を使って扱う場合。

(2) P T Aによる寄附・支援

P T Aから学校園への寄附・支援は、いわゆる学校園の「第二の財布」と見られかねないよう、寄附・支援の目的や内容についてP T Aと学校園相互で事前に十分な協議検討が必要です。

安易に慣例にとらわれた寄附・支援とならないよう、ガイドラインを参照いただくようお願いします。

4. 個人情報について

(1) 学校園における個人情報提供の同意確認の方法

学校園からP T Aに対して名簿等の個人情報を提供する場合は、保護者からの提出文書に同意規定を設ける等、下記の例を参考に、個人情報の保護に関する必要な措置を検討してください。

- 例① 個人情報について、P T Aに提供する旨を説明した同意書を作成・配布し、収集する。
- 例② 学校徴収金について等、保護者等から学校園に提出する書類に、P T Aへの個人情報提供に関する説明を記載した項目に、チェック欄を設けることで確認する。

(2) P T Aにおける保有個人情報の取り扱い

P T Aの組織としては、個人情報取扱規則（参考様式②）等を設けた上で、規約等に「本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。」等の規定を盛り込むことを検討してください。

委 任 契 約 書

大東市立〇〇小学校【幼稚園・中学校】PTA会長〇〇〇〇(以下「甲」という。)
と大東市立〇〇小学校【幼稚園・中学校】校長【園長】〇〇〇〇(以下「乙」という。)
とは、大東市立〇〇小学校【幼稚園・中学校】PTAの事務に関して、次のとおり委任契約を締結する。

(委任事項)

第1条 甲は乙に対し、大東市立〇〇小学校【幼稚園・中学校】PTA事務のうち、
次の行為をなすことを委任し、乙はこれを受諾する。

- (1) 会費の集金及び督促
- (2) 印鑑、出納簿及び預金通帳の保管・管理
- (3) 経理事務【必要に応じて追加又は削除】

2 前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、第三者に対し、委任事項の一部若しくは全部を委任し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。
ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(報酬)

第3条 この委任契約に関し、甲は、乙に名目の如何を問わずいかなる報酬も支払わない。また、乙は、甲に対して名目の如何を問わずいかなる報酬も求めない。

(秘密の保持等)

第4条 乙は、委任契約履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、保管・管理する書類等を他人に閲覧させ、書写させ又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約期間)

第5条 本契約期間は、令和〇〇年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれにおいても、1か月以前に相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

(補足)

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委任者（甲） 大東市立〇〇小学校【幼稚園・中学校】 P T A
会長 〇〇 〇〇 印

受任者（乙） 大東市立〇〇小学校【幼稚園・中学校】
校長【園長】 〇〇 〇〇 印

大東市立〇〇学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 大東市立〇〇学校 P T A (以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、P T A 会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A 役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとの、適正かつ速やかに廃棄す

るものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 10 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 12 条 個人情報を第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた

ときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 16 条 本会は、P T A 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 18 条 本会の「大東市立〇〇学校 P T A 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和〇〇年〇月〇日より施行する。

令和8年度 小学生すくすくウォッチ 実施要領

1 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、小学生すくすくウォッチの実施を通して、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、問題及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める

(1) 児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

(2) 家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

(3) 学校

- ① 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。
- ② 教員が、授業等の指導改善を図る。
- ③ 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。
- ④ 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図る。

(4) 市町村教育委員会

- ① 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。
- ② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

(5) 大阪府教育委員会

- ① 出題する問題やアンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。
- ② 今後の取組みの参考となる分析資料を各児童、各学校、各市町村教育委員会へ提供する。
- ③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

2 問題及びアンケートの内容等

(1) 児童

- ① 対象 府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部の第5学年、第6学年の全児童。

② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断型問題、第6学年は、理科及び教科横断型問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等
- ・ 教科横断型問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等
- ・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

その際、学校のPC・タブレット等の端末を活用し、オンラインによる回答方式にて実施する。なお、障がいのある児童等において配慮が必要な場合は、紙による回答方式を選択することができる。

(2) 教員

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部の第5学年、第6学年の学級担任及び当該学年に関わる教員等。

② 実施内容

教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを学校PC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施する。

3 問題及びアンケートの実施期間・場所・時間

(1) 実施期間

令和8年4月22日（水）～4月30日（木）とする。実施日は各学校が決定する。

(2) 実施場所及び時間

- ① 実施場所は、各学校とする。

② 問題及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

ア 国語、算数、理科は、それぞれ 20 分とする。

イ 教科横断型問題は、40 分とする。

ウ 児童アンケートは 20 分程度とするが、学校の PC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施することをふまえ、各学校等の状況に応じて適切な時間を設定するものとする。

③ 教員アンケートは、(1)に記載した実施期間のうち任意の時間に実施する。

4 問題・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

(1) 問題・アンケートの作成にあたっては、府内市町村教育委員会との協議をふまえ、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、大阪府教育センター、大阪府教育庁の代表者により構成された問題及びアンケート作成のワーキングチームにより協議のうえ作成する。

(2) 大阪府教育委員会は、問題・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。

(3) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。

(4) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。

(5) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。

※ 大阪府教育委員会は問題・アンケートの作成及び実施にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

5 問題及びアンケート結果の取扱い

(1) 結果分析

① 問題の結果分析

ア 国語、算数、理科、教科横断型問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率 等）

イ 各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率 等）

② アンケートの結果分析

ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況

イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析

③ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する分析

なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

(2) 提供資料

① 児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

② 学校

ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ

イ 各児童の状況を表すデータ

ウ 各児童に関する個人票データ

エ 各児童の結果を経年で比較し、学力の変化を表やグラフで示した個人票を作成できるシステム

オ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

③ 市町村教育委員会

ア 学校に提供したデータ

イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ

ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ

エ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

(3) 教育委員会及び学校による各教科及びアンケート結果の公表

各教科及びアンケート結果については、小学生すくすくウォッチの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。

② 市町村教育委員会は、小学生すくすくウォッチの趣旨に基づき、域内の状況にかかる結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 学校は、保護者等に自校の結果について、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

(4) 各教科及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

各教科及びアンケート結果については、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

各教科及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② 各教科及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、各教科及びアンケート結果の分析を踏まえた取組みや、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。
- ③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした各教科及びアンケート結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。
なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- ④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあつては、町ごと又は村ごと）の各教科及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

6 各教科及びアンケート結果の活用

各教科及びアンケートの結果から小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

- (1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりが小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。
- (2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。
- (3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。
- (4) 大阪府教育委員会は、小学生すくすくウォッチの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

7 留意事項

- (1) 各教科及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び学校においては、各教科及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供された各教科及びアンケート結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- (4) 大阪府教育委員会は、各教科の結果等を活用して、各児童が自身の学力の経年変化を、進学する府内公立中学校・支援学校でも引き続き見取ることができる個人票を作成するシステムを各学校に提供する。各学校においては設置者の判断により学校間で情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、個別の指導や支援につなげること。

(5) 個人情報の保護

- ①大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童・教員の個人名等を取得しない方法を用いること。
- ②市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(6) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断型問題については、その性格上、その実施のみをもって特定の教科等として教育課程上、位置づけることはできない。

(7) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(8) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(9) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

(10) 実施マニュアルの作成・配付具体的な実施方法等については、別途示す。